

EUの加盟基準と市民社会⁽¹⁾

明
田
ゆ
か
り

はじめに

一 ふたつの市民社会論の発展と交差

(一) 中東欧における市民社会論の発展

(二) EUにおける市民社会論——マルチレベル・ガバナンスのパートナー——

二 EU加盟における民主主義基準の発展——転換点としての第五次拡大——

(一) 黙示的基準の時代

(二) 黙示的から明示的基準へ

三 民主主義基準と市民社会

(一) 加盟交渉開始前——本質的民主主義育成の中核

(二) 加盟交渉準備期——形式的民主主義における指標

(三) 加盟交渉期——アキ・コンデイシヨナリテイのパートナー——

(四) 加盟交渉後期——拡大後のEUガバナンスの正統性への視点

終わりに

欧州連合は自由、民主主義、人権および基本的自由の尊重、法の支配という加盟国共通の原則を基礎とする。(旧欧州連合条約第六條一項)⁽²⁾

第六條一項に定められた原則を尊重するいかなるヨーロッパの国家も、連合の加盟国となるための申請を行うことができる。当該国家は申請を理事会に対して行わなければならない、理事会は欧州委員会との協議と、構成メンバーの絶対多数決による欧州議会の同意を経たのち、全会一致で対応しなければならない。

加盟の諸条件と、加盟に伴う連合が拠って立つ諸条約への適応は、加盟国と加盟候補国の間の協定によって定められる。この協定はそれぞれの憲法上の要請に基づき、すべての締約国の批准に付託されなければならない。(旧欧州連合条約第四九條)

「EU加盟に向けての前進には、政治的意思と市民の支持の両方が必要である。市民社会組織は、その達成を促進することができるのである」(Olli Rehn 第一次バローゾ欧州委員会・拡大担当委員)⁽³⁾

はじめに

一九八九年の東欧革命と冷戦終結を契機として実現された二〇〇四、〇六年の中東欧諸国十カ国のEU加盟(第五次拡大)⁽⁴⁾は、EUにおける歴史的・政治的・道徳的大事業であったと同時に、先例のない数々の挑戦をEUに突きつけることとなった。なかでもEUの根本に関わる重要な挑戦が、EU加盟にあたっての民主主義基準の問題である。

「民主主義国家からなるEU」⁽⁵⁾は一九五〇年代のヨーロッパ統合の出発点以来、加盟国間で共有されてきた重

要な原則であったが、明示的な条約上の規定は存在しなかった。冷戦終結後の旧共産圏諸国の大量加盟の見通しは、民主主義条件の条約上の明文化と、「民主主義条件に合格した国家からなるE U」への変質を否応なくもたらしことになった。それはまた、E U加盟国の資格となる民主主義とは何かという根源的な問題を、改めてE U自身に問いかけることになったのである。

本稿は、このE U加盟国の資格となる民主主義の姿の模索において、「市民社会」がどのように位置づけられていたのかを考察するものである。中東欧諸国との加盟交渉において民主主義基準が作成され、適用されてきた一九九〇年代はまた、E U内部におけるガバナンスの民主的正統性の問題が深刻化し、正統性回復における市民社会の役割が注目されていた時代であった。E U内部における市民社会概念の発展と、第五次拡大の交渉過程における民主主義基準の形成は、どのように相互に関係していたのか。本稿の第一の問題意識は、このような市民社会概念をめぐるE Uの内的発展と対外的政策の相互作用である。

さらに、E Uにおける市民社会概念の発見は、一九八九年の東欧市民革命の成功に触発された世界的な市民社会論の隆盛の文脈でもたらされたものである。だが、中東欧諸国との加盟交渉においては、触発された側が触発した側に市民社会の基準を適用するという逆転の構図が存在した。この構図は、どのようにして成り立ったのか。換言するなら、「東欧発」と「E U発」の「二つの市民社会論」の位相の転換がどのようにして起こったのか。それを、第五次拡大の加盟交渉プロセスを追うことによって検討しようというのが、本稿の第二の問題意識である。

なお第五次拡大と加盟基準については、中東欧の研究者を中心に、すでに数々の優れた業績が蓄積されているが、市民社会との関連ではこれまで比較的論じられることが少なかった。本稿はE U側の対応、特に加盟基準の具体化と適用に中心的役割を果たした欧州委員会の認識の変化に焦点を当てることで、このテーマにアプローチ

していく。第一節では、中東欧発、EU発の「市民社会論」を簡潔に説明する。第二節ではEU加盟における民主主義基準の変遷を、第五次拡大を転換点として論じる。第三節では、第五次拡大の加盟基準における欧州委員会の市民社会の理解と位置づけの変化を、四つの時期に区切って考察し、現在の西バルカン・トルコの加盟プロセスにも触れながら、最後にまとめを行いたい。

一 ふたつの市民社会論の発展と交差

(一) 中東欧における市民社会論の発展

中東欧で新しい市民社会論が展開されたのは、一九七〇年代から一九八〇年代にかけてである。その出発点は、ポーランドの反体制運動であった。一九七六年、後に「連帯」につながる運動の核として設立された自主団体が、自分たちの運動の意味をアピールする際に、明確に「市民社会」という言葉を使ったのである(川原 二〇〇五、一一九頁)。ミフニク、ハベル、コンラッドといった中東欧の反体制運動の指導者たちは、自発的活動領域としての市民社会がつくりあげるもうひとつの政治空間によって、支配的な政治権力に対抗していくことの重要性を強調してきた。市民社会という言葉は、個人の自由を保障し、国家の権力の乱用を監視する自律的な公共圏を維持する自発的集団あるいは組織を指して用いられるようになった。民主主義におけるこのような市民社会の重要性は、一九八〇年代の中東欧における実践を通じて、また東側の反体制運動と西側の平和運動との共鳴を通じて、西側の民主主義思想に大きな影響を与えてきた。一九八九年の東欧革命によって市民社会運動が実際に共産主義体制を倒すことに成功すると、その影響はヨーロッパをはじめ世界中に「市民社会ルネッサンス」と呼ばれる現象を引き起こすまでに高まったのである。

だが東欧市民革命の成功は、中東欧発の市民社会論にとって大きな転換点でもあった。反体制運動を指導していた知識人たちは、一方で体制転換後の新たな政治エリート層に吸収され、次第に一般市民との結びつきを失っていく(Kaldor and Vejvoda 1997: 76)。そして、他方では「反体制」という共通の目的が消滅したことにより、将来の方向性をめぐって急速に分裂してしまうのである(川原 二〇〇五、一二三―一二三頁)。こうして彼らは、中東欧の新体制において市民社会の強固な基礎を築く機会を逸してしまう。

だが、反体制運動や反体制知識人のみが、中東欧における市民社会の発展の源ではなかった。反体制運動とは別の次元で、共産党独裁権力によって市民の日常生活に深刻な影響を与える問題が長年にわたって隠匿あるいは無視されてきたことが、環境、文化、平和といった問題領域において、特に若い世代の活動家による自発的組織の発展を促してきた(ISA CONSULT 1997: 25)。一九八九年の市民革命までに、中東欧諸国には豊かな市民社会組織が存在していた。中欧諸国では多くの小規模なクラブやアソシエーションが育っていた。スロバニアは「NGOの国」として知られるようになり、チェコでは自立した平和と緑のグループが登場した。バルト三国では戦前の多くの組織が復活していた(Kaldor and Vejvoda 1997: 76)。だが東欧革命成功後、体制移行という困難な作業における国家の役割と力が復権する一方で、民主主義への幻滅、革命の熱狂の後の疲労、伝統的政治的無関心の復活、市場経済における熾烈な生存競争などにより、これらの市民社会組織の多くが衰退の方向に向かっていった。このようななかで、アメリカ、ヨーロッパ諸国をはじめ、数々の国際機関、西側の民間団体・財団が、中東欧のNGOに対する支援を行ったのは、改革と民主化の流れを逆行させないための防波堤として、また倫理性に支えられた民主主義の教育の場として市民社会が果す役割を重視していたからに他ならない。

このように、一九七〇年代から八〇年代末にかけての中東欧発の市民社会論は、国家の民主化を促進する市民社会の役割とその実際の力を西側世界に強く認識させた。そして、中東欧諸国の体制移行の初期の現場において

は、中東欧と西側の市民社会論は確かに交差し、共鳴していたのである。

(二) EUにおける市民社会論——マルチレベル・ガバナンスのパートナー

一方のEUでは、ヨーロッパ統合が開始された時期にはすでに多くの市民社会組織・NGOが発達し、豊かな多元的社会を形成していた。そして、このような経済的・社会的アクターの声をEUの政策形成に反映させる諮問機関として、経済社会評議会(EESC)が一九五七年のローマ条約によって設立されていた。さらに、共同体の政策形成プロセスにおける利益集団によるロビーイングや、利害関係者や専門家との協議も初期の段階から発展してきていた。一九八〇年代半ばから、EUが国境のない単一市場完成のための膨大な数の立法に着手すると、欧州委員会はその立法提案策定において、専門家や利害関係者との協議を日常的に活用するようになり、また政策の履行においても、加盟国や地方政府と並んで、民間組織の役割が重視されるようになった。EUにおいては、このように超国家レベル、国家レベル、下位国家レベルの政府および非政府アクターが問題領域ごとに選別され、それらのアクターによる政策形成と履行が行われる「マルチレベル・ガバナンス」が発展してきた。このガバナンスの目的は、政策のアウトプットのパフォーマンスを高めることにあり、事実一定の成果をあげてきたことにより、EUは長期にわたって市民の支持を獲得してきた。シャルプのいうアウトプット正統性が確保されていたのである(Scharpf 1999; Sala 2007)。そしてEUの様々な市民社会組織は、EU市民社会という概念や思想が不在のまま、実践のなかでこのアウトプット正統性を支えるEU諸機関の重要なパートナーの役割を果たしてきたのである。

しかしガバナンスの大きな特徴は、効率性という名のもとに、議会が周辺化させることにある。たとえば「コミットロジー」や「開放的政策調整・OMC」というEU独特の手法では、加盟国政府・欧州委員会・専門家が中

心的アクターとして政策形成と履行を行い、欧州議会と国内議会の関与がほとんどないことが特徴であった。さらに、それ以外のEUの政策形成における協議も非公式で閉ざされたものであり、「誰が誰に影響を与えているのか」が見えない構造が生み出されてきた。一九九〇年代にEUの管轄領域がさらに拡大を続け、市民の日常生活に密接に関わる問題を扱うまでになると、こうしたEUガバナンスのアカウンタビリティの欠如が問題とされるようになった。ヨーロッパが経済共同体から政治共同体へと大きく舵を切ったマーストリヒト条約の批准では、デンマークの市民が国民投票で否決するという「デンマーク・ショック」が起り、エリート主導で進められてきたEU統合に対するEU市民の不満と不安が明確な形で示された。アウトプットに依拠してきたEUガバナンスの正統性が、インプットの側から問われるようになったのである。二〇〇一年に欧州委員会が発表した「ガバナンス白書」は、この正統性の揺らぎに対する解決策を提示しようとしたものである。そのなかでは、EU政策形成プロセスへの「市民社会」の参加が強調され、EUにおける「協議と対話の文化をより強固にすること」が、ガバナンス改善のための重要な提案のひとつとして位置づけられていた。この白書の発表の後、欧州委員会は「市民社会対話」の制度化に乗り出し、「市民社会」という言葉がインプット正統性や熟議民主主義という概念と結びつけて語られるようになる「市民社会ディスコース」が登場する（明田 二〇〇九、六頁）。

このように、EU発の市民社会論は、マルチレベル・ガバナンスという、国家の領域内における支配権力と有権者の一致を前提とした伝統的統治とは異なる統治の形態、すなわち領域性の揺らぎとともに両者の関係が流動的でアドホックなものとなった統治モードにおける、まったく新しい民主主義のあり方を模索する過程で登場してきた。しかし、それは下からの市民社会運動によって支えられたものではなく、EU統合に対する市民の意義申し立てに権力の側が応える形で展開されてきた。EU市民社会の発展が、統治する側から積極的に追求されているという点でも、中東欧発の市民社会論とは大きく異なるものであった。

二 EU加盟における民主主義基準の発展——転換点としての第五次拡大——

(一) 黙示的基準の時代

ヨーロッパ統合の出発点である一九五一年の欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSG) 設立条約 (パリ条約) のなかにも、また EU の前身である一九五七年の欧州経済共同体 (EEC) 設立諸条約 (ローマ条約) のなかにも、加盟のための民主主義条件についての規約は存在しない。加盟条件としては唯一、「ヨーロッパの国家 (European States)」であることが明記されていた (パリ条約第九六条、ローマ条約第三七条)。原加盟国六カ国のうちの二カ国、すなわち西ドイツとイタリアが旧ファシズム国家であり、他の四カ国もナチスによる占領を経験していることを考えれば、この民主主義に対する沈黙はある意味驚くべきことであった (Pridham 2005: 29)。

その理由としては、当時ヨーロッパ統合は第一義的に経済統合であると認識されていたこと、また、第二次世界大戦の生々しい記憶と緊迫化する冷戦構造のなかで、安全保障と平和の構築が民主主義より優先された課題であったことが指摘されている。さらに付け加えるならば、経済統合の推進とその結果としての経済的繁栄が、強固な民主主義の基礎を創り出すという「機能主義的」な民主主義へのアプローチが存在していたこともあげられよう。だが、民主主義条件の重要性はすぐに認識されるようになる。

一九六二年一月、欧州議会が EEC の加盟に必要な政治的コンディショナリティについての報告書を採択し、そのなかで「領域内において真に民主的慣行と、基本的権利の尊重を保障した国家のみが共同体のメンバーとなることができる」ということが述べられていた (European Parliament 1962)。続いて、条約上の加盟条件である「ヨーロッパの国家」の解釈において、それは地理的概念であるばかりでなく、社会的・歴史的・政治的概念で

あるということが、加盟国と欧州委員会によって確認されていた。一九七八年、欧州理事会は「民主主義に関する宣言」を採択し、民主主義と人権の保障が共同体の加盟の不可欠の条件であることを明確にした (European Council 1978)。同じ時期に欧州委員会も、EEC条約第二三七条の解釈について、(1) 国家はヨーロッパに位置すること、(2) その憲法が一方で多元的民主主義の存在と継続を、他方で人権の効果的な保護を保障していること、が加盟条件であるという見解を明らかにしていた (Kochenov 2008: 32; European Court of Justice 1978)。

このように、民主主義が加盟の条件であることが、条約上の規定がなくともEUに共有された原則であることは疑う余地がない。ギリシャ(一九八一年加盟)、スペイン、ポルトガル(ともに一九八六年加盟)という南欧の権威主義体制国家の加盟も、民主化の後に初めて実現した。その際の民主主義の最低基準としては、自由選挙、憲法、政党政治、安定した政府という形式的なものが用いられたが、加盟交渉中に定期的なモニタリングの対象となることはなかった。このような第四次拡大までの加盟交渉の特徴は、以下の点にまとめられる。

- (1) 黙示的な民主主義基準の存在。
- (2) 閣僚理事会と加盟国の政治的判断が中心的役割を果たし、欧州委員会は限定的・周辺のアクターであった。
- (3) EUとしての統一的で明確な加盟手続きは存在せず、それぞれの拡大ごとにアドホックな形で各加盟交渉が行われていた。
- (4) 市民社会に対する認識の不在。

(二) 黙示的から明示的基準へ

だが、一九八九年の東欧革命の後、中東欧諸国の「ヨーロッパへの回帰」の熱望が、EU加盟という具体的要

望へと発展してくると、これまでの非公式のアプローチでは不十分であることが明白となった。加盟手続きの明確な制度化の必要性が生じたのである。その理由は、第一に、これまでに経験したことのない大量の加盟国を迎え入れることが予想されたことである。最大でも三カ国にとどまっていた過去の拡大と異なり、今回の拡大は確実にそれ以上、最大では八カ国以上にもなりうるということが予想されていた。第二に、中東欧の加盟候補国すべてが旧共産主義国家であり、大規模な民主化移行の過程にあったということも、EUにとってはまったく未経験の事態であった。第三に、一九八五年の単一欧州議定書の発効と一九九二年の域内市場プロジェクトの完成、一九九三年の三柱構造のEUの誕生により、EUの政策範囲が飛躍的に拡大し、新規加盟国が受け入れなければならないEUの権利と義務の総体 (*aqui communautaire* : アキ・コミュニテール…以下アキ) も膨大なものになっていた。⁽⁶⁾

このような背景から、東方拡大を公式に決定した一九九三年のコペンハーゲン欧州理事会では、初の明確な加盟基準として「コペンハーゲン基準」が採択され、さらに一九九七年のアムステルダム条約において、本稿の冒頭に引用した条項が盛り込まれ、民主主義条件はEUの歴史上初めて明示的な条約上の規定となった。

コペンハーゲン基準は、候補国が民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重・保護のための安定的な制度を確立しているという「政治条件」、候補国において正常な市場経済が機能しており、さらにEU内の競争圧力と市場の力に対応する能力があるという「経済基準」、候補国が「アキ」を受容するという「EU加盟国の義務を履行する能力を有するという基準」から構成されていた。しかし、このコペンハーゲン基準は抽象的な原則を述べたものであり、政治基準における民主主義や法の支配の定義も明確にされていないかった。コペンハーゲン基準の具体的解釈および加盟交渉におけるその実際の適用と審査は、理事会によって欧州委員会に全面的に委任されることになったのである。前段階との比較で新たな拡大プロセスの特徴をあげてみよう。

- (1) 明示的な民主主義基準の存在。
 - (2) 中心的アクターとしての欧州委員会による官僚主義的漸進主義（法の支配）。
 - (3) 制度化され、加盟申請国に一律に適用される加盟手続き。
 - (4) 市民社会への関心の発展。
- 次節では、第五次拡大交渉において欧州委員会が投影した民主主義の解釈と、そこにおける市民社会の位置づけの特徴とその変化を、時系列的に検討していくことにしたい。

三 民主主義基準と市民社会

(一) 加盟交渉開始前——本質的民主主義育成の中核

一九八九年の冷戦の終結の直後から、EUは対中東欧援助政策を開始した。その代表的なものがPHARE (Poland Hungary Aid for the Reconstruction of the Economy) である。PHAREはその名のとおり、当初ポーランドとハンガリーの市場経済への移行を支援するために設立され、後にすべての中東欧加盟候補国に対して行われる加盟準備のための援助へと変化する。欧州委員会によって実施されてきた経済改革中心のこの支援政策に対して、独立した民主化支援プログラムの必要性和重要性を指摘したのは、欧州議会であった。一九九二年に欧州議会のイニシアチブによって開始された「PHARE民主主義プログラム」は、その目的の中核に多元的社会の促進に貢献するNGOとアソシエーションの強化を置いていたという点で、異彩を放つものであった。具体的には、プログラムの資金で以下の三つのプロジェクトが実施されてきた。

■ マクロ・プロジェクトⅡ中東欧諸国の NGO と EU に拠点を置く NGO とのパートナーシップを対象とし、欧州委員会によって年二回の公募で決定される。

■ ミクロ・プロジェクトⅡ中東欧諸国のローカル NGO を対象とし、現地の欧州委員会代表部によって決定される。

■ アドホック・プロジェクトⅡ欧州委員会が緊急な必要性に対応する目的で決定。

このプログラムの最大の特徴は、中東欧諸国の政府を通さずに、NGO が直接欧州委員会の公募に応募する形で資金援助が実行され、運営されていたことである。なぜ、民主主義プログラムでは NGO が重視されたのか。それは、政府が抵抗する改革にロビイングを通じて圧力をかけ、改革を推し進める役割が NGO に期待されていたからである。また NGO が民主主義に不可欠な政治文化の育成に果たす役割、民主主義の進捗状況を批判的に監視する役割も重視されていた。そこには、「下からの民主化」、「実質的民主主義」(実質的民主主義、形式的民主主義の区別については、次節で述べる)の育成に対する支援という視点とともに、第一節でも指摘した、一九七〇年代、八〇年代を通じて中東欧諸国にすでに育ってきた市民社会に対する評価と期待が存在していた。

欧州委員会が外部に委託した民主主義プログラムの評価報告書では、プログラムの最大の成果が中東欧諸国の NGO の数を増加させたことであると評価されていた (ISA CONSULT 1997)。

だが、この民主主義プログラムを過大評価することはできない。その予算規模は PHARE 全体のわずか一%、五年間で四二五六万 ECU に過ぎず、欧州委員会の関心は圧倒的に共同市場に適應する中東欧諸国の経済制度の構築に向けられていた。さらに、中東欧諸国の EU 加盟が前提となると、このプログラムの重要性和欧州議会の役割はいっそう低下し、EU 加盟に伴う膨大な義務の履行のための援助へと変質し、その内容も市民社会の育成

から行政改革支援が中心となっていたのである。

(二) 加盟交渉準備期——形式的民主主義における指標

一九九三年にコペンハーゲン基準が採択され、続いて中東欧諸国十カ国の加盟申請が出揃うと、欧州委員会はこの抽象的な原則から具体的な評価基準を作成し、評価の方法論を確立することで、実際に加盟交渉を開始する申請国を決定する任務に着手した。

欧州委員会は、コペンハーゲン基準の三つの基準のなかに優先順位を設定し、政治的基準を加盟候補国決定の最初の関門と位置づけた。つまり政治的基準を満たした申請国のみが、加盟交渉を開始できることになったのである。さらに欧州委員会は加盟申請国の評価を行うにあたり、サセックス大学のマリー・カルドアを中心とした研究者グループに、申請十カ国の民主主義の評価を依頼した。⁽⁷⁾ その報告書の作成にあたってカルドアが採用した評価の方法論は「形式的（手続き的）民主主義」と「実質的民主主義」の区別と、それぞれについてのチェックリストの作成であった（Kaldor and Ivanjevoda 1997, 1999; 羽場 二〇〇三、二〇〇四）。カルドアによれば、形式的民主主義とは、民主主義のルール、手続き、制度に関するもので、実質的民主主義とは、市民が社会に影響を与える重要な決定についての議論に参加し、影響を与えられることを最大限に保障する権力関係のあり方であるという。彼らはまた、形式的民主主義の諸制度が実質的民主主義の不可欠な条件であり、形式的民主主義に基づいて、民主主義コンディショナリティや加盟基準を構築することが可能であると考えていた（ISA 1997: 17）。

欧州委員会は、この方法論を参考にしながら、制度面を重視した独自の政治基準のチェックリストを作成し（表1参照）、加盟申請国の評価を行ったと思われる。一九九七年七月に欧州委員会が理事会に提出した「アジェ

表 1 アジェンダ 2000 のオピニオンの目次

A. イントロダクション a) 序文 b) EU と各加盟申請国との関係 B. 加盟基準 1. 政治基準 1.1. 民主主義と法の支配 ・議会と立法権限：構造 ・議会の機能 ・行政府：構造 ・行政府の機能 ・司法：構造 ・司法の機能 1.2. 人権と少数民族の保護 ・市民権と政治的権利 ・経済・社会・文化的権利 ・少数民族の権利と保護 1.3. 一般的評価 2. 経済基準	2.1 経済状況 2.2 各国の経済 2.3 一般的評価 3. 加盟国としての義務を履行する能力 3.1 国境なき域内市場 3.2 技術革新 3.3 経済財政分野 3.4 部門別政策 3.5 経済的社会的な一体化 3.6 生活の質と環境 3.7 司法内務分野 3.8 対外政策 3.9 財政的問題 4. アキを適用するための行政能力 4.1 行政的構造 4.2 行政および司法の能力 4.3 一般的評価 C. 要約と結論
---	---

ンダ二〇〇〇」には、それぞれの加盟候補国の加盟交渉開始についての「オピニオン」が付託されていた。欧州委員会はオピニオンの目次の政治基準項目に沿った評価結果から、チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニアの東欧五カ国およびキプロスの加盟交渉開始を勧告したのである。一九九七年一二月のルクセンブルク欧州理事会は、この欧州委員会の勧告に基づき六カ国（第一グループ…ルクセンブルク・グループ）の交渉開始を決定した。

だが、加盟候補国第一グループを選別したこのオピニオンの評価に対しては、加盟申請国の横断的比較を可能にするような客観的で確立された方法論が欠如しているという批判が、第一グループに選ばれなかった加盟申請国を中心に噴出した。加盟申請国の差別化に十分な説得力を与えられないまま、欧州理事会は二年後の一九九九年一月、ヘルシンキ欧州理事会において、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロバキアの中東欧五カ国とマルタ（第二グループ…ヘルシンキ・グループ）との交渉開始を決定する（Kochenov 2008: 7）。加盟

交渉開始後は、コペンハーゲン基準は、欧州委員会が年一回提出する加盟候補国ごとの定例報告によって継続的に評価されることになった。

このオピニオンの政治基準のなかで、市民社会に関する言及が登場する。だがそれは民主主義と法の支配の項目ではなく、市民権と政治的権利の項目のなかの「結社の自由」の問題として扱われ、「市民社会」という言葉も使われていなかった。そこにおける評価は、第一にNGOの「絶対数」、第二に政府によるNGO支援措置の存在の有無（税制上の優遇措置）に基づいていた。そして、加盟申請国にはおおむねNGOの数は十分に存在するものの、国によっては財政的支援の制度が整っていないという評価がなされていた⁽⁸⁾。このように、この時期の市民社会の評価は形式的・表面的であり、また言及もわずかである。前段階に存在していた、市民社会が実質的民主主義の確立に果たす役割についての認識は、ここでは確認することはできない。欧州委員会が形式的民主主義基準を採用し、民主主義を加盟候補国決定のためのゲートキーパーの役割に限定したことで、市民社会も制度面の「指標」のひとつとして扱われることになったのである。

(三) 加盟交渉期——アキ・コンディショナリテイのパートナー

加盟交渉が実際に開始されると、交渉の中心は膨大な「アキ」の受容と履行のための加盟候補国の国内法改正と制度改革という「アキ・コンディショナリテイ」に移る（Pridham 2005: 110; Ridder, et al. 2008: 250-1）。交渉において、アキは三一章におよぶ技術的・司法的項目に体现されていたが、それに沿って定例報告の構成も再構築されていた（表2）。この時期、欧州委員会の関心は明らかに民主主義からガバナンスへと変化していた。また加盟候補国においても、優先順位が民主化から行政と官僚主義の問題に移っていった。一旦加盟交渉が開始されると、政治的基準は加盟の展望にあまり関係しなくなったからである。達成したはずの政治条件は依然として

表 2 加盟交渉開始後の定例報告の目次

A. イントロダクション a) 序文 b) EU と各加盟申請国との関係 B. 加盟基準 1. 政治基準 • 最近の進展状況 1.1. 民主主義と法の支配 • 議会 • 行政府 • 司法 • 汚職防止措置 1.2. 人権と少数民族の保護 • 市民権と政治的権利 • 経済・社会・文化的権利 • 少数民族の権利と保護 1.3. 一般的評価 2. 経済基準 2.1. 経済状況 2.2. 各国の経済 2.3. コペンハーゲン基準に照らした評価 3. 加盟国としての義務を履行する能力 3.1. アキの章 - 第 1 章：モノの自由移動 - 第 2 章：ひとの自由移動 - 第 3 章：サービス提供の自由 - 第 4 章：資本の自由移動 - 第 5 章：会社法 - 第 6 章：競争法 - 第 7 章：農業 - 第 8 章：漁業	第 9 章：運輸政策 第 10 章：税制 第 11 章：経済通貨同盟 第 12 章：統計 第 13 章：社会政策と雇用 第 14 章：エネルギー 第 15 章：産業政策 第 16 章：中小企業 第 17 章：科学・研究 第 18 章：教育・訓練 第 19 章：通信・情報技術 第 20 章：文化・視聴覚政策 第 21 章：地域政策と構造手段の調整 第 22 章：環境 第 23 章：消費者・健康保護 第 24 章：司法・内務協力 第 25 章：関税同盟 第 26 章：対外関係 第 27 章：共通外交・安全保障政策 第 28 章：金融政策 第 29 章：財政・予算条項 3.2. アキの母国公用語への翻訳 3.3. 一般的評価 C. 結論 D. アキの適用のための 加盟パートナーシップと国家計画： グローバルな評価
---	---

欧州委員会の定例報告のなかに盛り込まれ、さらなる改善が要求されていたが、一方でそれは加盟の最終決定には直接関係しないという奇妙な状況が生まれていた。

このアキ・コンデイシヨナリテイの段階では、中東欧諸国の民主主義に対する予期せぬ影響が登場することになる。八万ページにも及ぶアキを受容するという作業を短期間で終わらせる必要から、すべての交渉プロセスは加盟国議会の関与を排除して、行政府によって取り仕切られた。行政部に対する立法部の権限は弱められ、また、交渉プロセスがエリート主導で進められた結果、国家と市民の間の距離が拡大することになる。アキ受容のためのガバナンス構造とともに、当時E U自身が直面していた、E Uガバナンスにおける議会の周縁化、エリートと市民の間の距離といった問題が、この時期中東欧諸国にそのまま輸出されていたのである。このようにE U加盟交渉が中東欧諸国の民主化に対する負の影響を与えたことは、多くの研究者によって指摘されている(Grabbe 2001; Korkut 2002; Ridder et al. 2008: 251; 中田 二〇〇二)。

ガバナンスのもうひとつの重要な要素は、流動的な官民パートナーシップやネットワークである。前述のP H A R E民主主義プログラムの評価では、中東欧諸国においては、政府と市民社会組織の間に根強い相互不信と敵対心が存在し、官民パートナーシップを育成するには時間を要するであろうということが指摘されていた。

アキ・コンデイシヨナリテイに焦点が移ったこの時期は、この観点からのN G Oに関する言及が定例報告書のなかに登場するようになる。「汚職防止措置」に果たすN G Oの監視機能、アキの章のなかの「環境」、「消費者保護」における市民社会組織の創設と連携の重要性、「社会政策」におけるパートナーとしての社会団体への言及等である。特に顕著な変化は、市民社会が「行政府」の項目で扱われるようになったことである。そこでは、政策立案において利害関係者との「協議」が制度化されているか否かが特に重要視されていた。たとえば、二〇〇一年のブルガリアの定例報告では、行政府の政策立案と政策形成の能力に関して、「社会的経済的パートナー

との協議はさらに改善の余地がある」(European Commission 2001: 16) としているのに対し、二〇〇二年の定例報告では、「市民社会と社会的・経済的パートナーとの協議が改善しつつあり、また履行を容易にする質の高い法案の準備にあたって、このような協議が有益であるという認識が広がりつつある。昨年の定例報告以来、例えば汚職防止の行動計画や、司法改革戦略の発展に関して、いくつかの優れた市民社会との協力の事例が見られた」(European Commission 2002: 22) という評価が行われ、欧州委員会の強い圧力をうかがわせる。また汚職防止の項目でも、「政府は、国家汚職防止戦略と行動計画の準備において一連の NGO および NGO 支援者との協議に着手した。これらの組織は履行においても参加が予定されている」(*ibid.*: 26) と言及されていた。

また二〇〇三年のルーマニアの定例報告では、政府の項目において、法案を公開する義務、一定条件のもとに政策形成過程に市民や NGO を参加させる義務、政策形成プロセスの透明性についての年次報告書を提出する義務についての条項を備えたあらたな立法を歓迎する一方で、同じく政府の項目のなかで、「政策形成と法案の準備における外部利害関係者との協議は依然として不十分である。一定の法案に関しては、NGO と市民社会が意見を述べる機会を与えられていたが、そのような状況は一般的ではなく、インプットを提供する時間は通常短いため、協議手続きの有効性という点では限界がある」と批判している (European Commission 2003: 16-17)。

このように、加盟交渉期全体を通じて、アキの受容と履行の効率性を高めるというアウトプットの観点に立った市民社会の役割の重視が、欧州委員会によって中東欧諸国に投影されていった。それはまた、第五次拡大後の EU ガバナンスのアウトプット正統性を損なわないためにも、欧州委員会にとってはきわめて重要であった。民主化よりもアキの受容に優先順位が置かれたこの時期が、中東欧発の市民社会論が EU 発の市民社会論にとって変わられる転換点であった。

(四) 加盟交渉後期——拡大後のEUガバナンスの正統性への視点

アウトプット正統性に比重を置いた市民社会アプローチの問題点は、交渉開始後に欧州委員会によって認識されるようになる。その背景は、第一に拡大の「未来の影」が延び、加盟協定の批准と拡大後のEUの一体性という次の課題が見えてきたことであり、第二に、すでに述べたEUガバナンスの正統性に関するEU内部の発展であった。

拡大が最終的に実現するには、EU加盟国と候補国によってそれぞれの加盟協定が批准されなければならない。言い換えれば、市民の承認が不可欠であるが、この時期においてエリート主導の加盟交渉に対する市民の理解の不足や誤解の存在が明らかになってきた。欧州委員会は、これまでの市民社会の扱いにおいて、加盟交渉に対する市民社会の参加という視点が欠けていたことを認識するようになった。EU内部でも、EUの政策形成プロセスへの市民社会の参加が模索されていた時期である。

このような背景から、二〇〇〇年五月欧州委員会は、拡大についてのEUおよび候補国市民の理解を促進する目的で「拡大のためのコミュニケーション戦略」を発表した(European Commission 2000)。この戦略では、EU加盟国においては、①なぜ拡大するのかという理由を、拡大がもたらす課題も含めて市民に伝える、②拡大に関連する問題についての政策決定者と市民の対話を促進する、③加盟候補国についての理解を深めるための情報を提供する、という目標が設定され、また加盟候補国においては、①EUについての市民の知識と理解を改善する、②各国に加盟がもたらす影響を説明する、③加盟準備の進捗状況と交渉の進展の関係を説明し、加盟候補国によって異なる交渉スピードについての市民の理解を促進する、という目標が設定されていた。また、欧州委員会は客観的で透明な手続きに従って拡大に関する情報を提供する責任を負うものの、その情報をもとに活発な議論を生み出す基本的責任は、加盟国と加盟候補国のオピニオンリーダーたち(政府閣僚、欧州議会議員、各国議会

議員、メディア、利益団体、教師、市民社会組織（傍点筆者）にあるとされていた。さらに、この戦略を適用する優先セクターとして、「政治的諸機関」、「企業および産業界」とならんで「市民社会」が挙げられていたのである。

このようにして、コペンハーゲン基準における市民社会の基準とは別の次元において、拡大プロセスに対する市民社会の「参加」と「対話」が欧州委員会によって推進されることになったのである。だが、それは十分な成果をあげたとは言えなかった。第五次拡大後に、「拡大疲労（enlargement fatigue）」と呼ばれる状況が登場し、EU加盟国、新規加盟国、次の加盟候補国の市民の間の不満が高まるとともに、さらなる拡大に対する懐疑論が広がっていった。欧州委員会は、こうした市民の不満の大部分は自国の社会的・経済的問題から派生しているものであり、拡大とは関係しないという立場をとったうえで、拡大の利益はもつとよく説明され、市民の心配には適切に対処することが必要であったという反省を行っている。

このような第五次拡大の教訓をもとに、現在の加盟交渉プロセスにおける市民社会の役割も、インプット正統性、熟議民主主義、拡大EUのアイデンティティの構築という観点からますます重視されるようになっていく。

二〇〇四年一二月に欧州理事会は、トルコとEU加盟国の間の「市民社会対話」を開始するという欧州委員会の勧告を承認し、さらに、EUと加盟候補国の市民を互いに結び付けることにより相互理解を促進するという目的から、対話の対象をすべての加盟候補国に拡大することを決定した。二〇〇五年六月には、欧州委員会が「EUと加盟候補国の間の市民社会対話」と題するコミュニケーションを提出し、「今後のいかなる拡大も、加盟候補国とEU加盟国の社会の間の強力で深く持続可能な対話によって支えられる必要がある」と述べたのである（European Commission 2005）。EU発の市民社会論は試行錯誤と発展を経験しつつ、第五次拡大後も西バルカン諸国とトルコに影響を与え続けているのである。

終わりに

これまでの考察で明らかになったのは、十年あまりの短い期間に欧州委員会の市民社会概念が大きく変化し、それが第五次拡大の加盟交渉に投影されていたことである（表3参照）。

中東欧諸国によって再発見された民主主義に果たす市民社会の重要性は、東欧革命直後に最も純粋な形でE U（欧州議会）に認識され、民主化支援プログラムを通じて実践されていた。しかし、中東欧諸国の加盟が前提となると、欧州議会の役割は後退し、E U加盟国、候補国政府および欧州委員会が拡大プロセスの中心的アクターとなる。実質的には、加盟交渉は欧州委員会による官僚主導的過程であった。交渉開始前の段階では、民主化基準は加盟候補国決定の関門と位置づけられ、市民社会は形式的基準のひとつとして、NGOの絶対数と政府の支援策の有無で評価されていた。関門を通過したと判断された国のみと加盟交渉が開始されるという論理から、交渉プロセスでは民主化の問題の優先順位は後退し、代わってアキ・コンディショナリティの達成とE Uガバナンス構造の輸出に重点が置かれるようになる。その結果、市民社会の役割も、ガバナンスのアウトプット正統性を確保するという側面が重視されていった。E U発の市民社会論が、中東欧発の市民社会論に完全にとって代わったのである。

しかし、そもそも民主主義的正統性が疑問視されていたE Uガバナンス構造に、民主主義が十分に完成していない国家が早々と組み込まれていったことで、民主化の逆行と呼ばれるような事態が生じるようになった。たとえば、加盟候補国における議会から行政政府への権限の比重の大幅なシフト、エリート主導の加盟プロセスがもたらした、国家と市民の間の深い溝の問題である。このような問題に対して、欧州委員会は再びE U自身の経験を

表3 欧州委員会における民主主義と市民社会の関係についての認識の変化

時期	市民社会が位置づけられる民主主義	手段と評価基準	目的 期待される成果
加盟交渉前 1992～1997	本質的民主主義	- 民主化支援援助 - N G O の増加	- 下からの民主化 - N G O の育成
加盟交渉準備期 1995～1997	形式的民主主義	- 結社の自由の保障 - N G O の絶対数と政府の優遇措置の有無	加盟候補国決定のための最低基準
加盟交渉期間 1998～2003 2000～2005	アウトプット正統性	- 行政における利害関係者との協議の有無 - 汚職防止・環境・消費者保護等、加盟基準達成における政府のパートナーとしてのN G O の増加	アキの受容・履行における効率性と有効性確保
加盟交渉後期 2000～	インプット正統性 共同体アイデンティティ 熟議ポリアーキー	- 情報開示 - 市民社会の参加と対話	- 拡大E U に対する市民の理解を通じた正統性の確保 - E U アイデンティティの育成

(筆者作成)

応用した。すなわちE U 発の市民社会論の輸出である。交渉の後半では、欧州委員会の選好する特定の市民社会モデルが中東欧諸国に移植されようとしてきた。そのモデルは、官僚主義的な上からの市民社会の育成、政策形成過程における「対話」というモードの活用を特徴としていた。現在の加盟交渉においても、コペンハーゲン基準の枠組とともに、欧州委員会、E U 市民、加盟候補国市民の間の制度的「市民社会対話」が、第五次拡大の「教訓」として積極的に推進されているのである。

その一方で、欧州委員会が主導する「市民社会デイスコース」と上からの組織化は、E U 市民社会の側からの反発と異議申し立ての動きを生み出している。だが今のところそれは、組織化された大きな運動とはなっていない。支配権力に対して市民の自由な公共圏を作り出すことで対峙してきたという中東欧市

民社会の独自の歴史と経験が、EUガバナンスの民主主義的正統性の不足に対して新たな抗議運動を起こし、リーダーシップを発揮する可能性は期待できるのだろうか？それとも中東欧の市民社会は、第五次拡大の加盟交渉のプロセスで西側の市民社会に吸収され、完全に変容してしまったのであろうか。その答えを見出すためには、さらなる時間と観察が必要である。陪審員ははまだ協議中なのである。

(1) 本稿は、二〇〇九年度日本政治学会分科会「EUの東方拡大と「市民社会」問題」——東欧革命二〇周年（二〇〇九年一〇月一〇日）における報告および提出ペーパーをもとにしている。分科会の企画者である川原彰氏、コメントターの山崎望氏（駒澤大学）および分科会の報告者・参加者の方々に感謝の意を表したい。

(2) 二〇〇九年一二月一日のリスボン条約の発効により、欧州連合条約の当該条項は次のように改正された。しかしながら、本稿は第五次拡大を巡る民主主義基準と加盟手続きの明確化を扱っているため、当時の条項を提示した。

第二条（旧第六条第一項） 欧州連合は人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、マイノリティの権利を含む人権の尊重の諸価値を基礎とする。これらの諸価値は多元主義、無差別、寛容、構成、団結、男女平等が普及したひとつの社会に生きる加盟国に共通している。

第四九条（旧第四九条） 第二条に定められた価値を尊重し、促進することを約束するいかなるヨーロッパの国家も、連合の加盟国となるための申請を行うことができる。欧州議会ならびに加盟国議会はこの申請を通知されなければならない。当該国家は申請を理事会に対して行わなければならない。理事会は欧州委員会との協議と、構成メンバーの絶対多数決による欧州議会の同意を経たのち、全会一致で対応しなければならない。欧州理事会によって合意された適格性の諸条件は考慮されなければならない。

加盟の諸条件と、加盟に伴う連合が拠って立つ諸条約への応応は、加盟国と加盟候補国の間の協定によって定められる。この協定はそれぞれの憲法上の要請に基づき、すべての締約国の批准に付託されなければならない。（出典…<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:083:0013:0046:EN:PDF>）。

(3) 「EUの拡大アジェンダの中心としての市民社会」(European Commission, SPEECH/08/201)。

- (4) 二〇〇四年と二〇〇六年の拡大を全く異なるふたつの拡大と見る研究者もいるが (たとえば Koehn 2007: 8) 本稿では欧州委員会の解釈にしたがって、「第五次拡大」として扱う。
- (5) EU という名称は、一九九三年のマーストリヒト条約発効に基づくものであり、正確には時代によって ECSC、EEC、EC の名称を用いる必要があるが、本稿では便宜上 EU を用いている。
- (6) アキ・コミュノテルとは、EU 内ですべての加盟国を拘束する共通の権利および義務の総体を言う。その範囲は絶えず進展し、それからの後退は許されない。厳密な意味での EU 法だけでなく、共通外交・安全保障政策 (CFSP) および警察・刑事司法協力 (PJCC) の下で採択された行為、基本条約に定められた共通目的等も含まれる (庄司：九九頁)。
- (7) この経緯については Kador and Ivanvejvoda 1997 の五九頁に詳しく述べられている。
- (8) 本稿の分析で用いた各加盟申請国についての欧州委員会のオピニオン、戦略ペーパー、定例報告は、すべて以下の欧州委員会拡大総局のサイトから入手したものである。 http://ec.europa.eu/enlargement/press_corner/key-documents/index_archive_en.htm (二〇一〇年八月二六日アクセス)。

参考文献

- Balme, R. and Chabanet, D. eds. (2008) *European Governance and Democracy: Power and Protest in the EU*. Maryland: Rowman & Littlefield Publishers.
- Benz, A. and Papadopoulos, Y. (2006) 'Introduction: Governance and democracy: concepts and key issues', in Benz, A. and Papadopoulos, Y. eds. *Governance and Democracy: Comparing national European and international experiences*. NY: Routledge.
- Grabbe, H. (2001) 'How does Europeanization Affect CEE Governance? Conditionality, Diffusion and Diversity', *Journal of European Public Policy*, 8:6.
- European Commission (1999) *Europe's Agenda 2000: Strengthening and widening the European Union*. X/D/5, Final version, 31.8.

- European Commission (2000) *Communications Strategy for Enlargement*. http://ec.europa.eu/enlargement/archives/pdf/enlargement_process/past_enlargements/communication_strategy/sec_737_2000_en.pdf (1101年11月15日アクセス)。
- European Commission (2001) *2001 Regular Report on Bulgaria's Progress toward Accession*. SEC (2001) 1744.
- European Commission (2002) *2002 Regular Report on Bulgaria's Progress toward Accession*. SEC (2002) 1400, COM (2002) 700 final.
- European Commission (2003) *2003 Regular Report on Romania's Progress toward Accession*. http://ec.europa.eu/enlargement/archives/pdf/key_documents/2003/tr_ro_final_en.pdf (1101年11月15日アクセス)。
- European Commission (2005) *Civil Society Dialogue between the EU and Candidate Countries*. COM 290 final.
- European Commission (1998–2000) *Reglar/Progress Reports and Enlargement Strategy Papers*. http://ec.europa.eu/enlargement/press_corner/key-documents/index_archive_en.htm (1101年8月16日アクセス)。
- European Court of Justice (1978) Case 93/78, *Mattheus v. Doego*. ECR, 2208.
- European Council (1978) *Declaration on Democracy* (Copenhagen European Council, 7, 8 April 1978) Bull. EC 3–1978, 6.
- European Parliament (1962) 'Report by Willi Birkelbach on the political and institutional aspects of accession to or association with the Community'. (19 December 1961) *1961–1962 session documents, Document 122*.
- Freise, M. ed. (2008) *European Civil Society on the Road to Success?* Baden-Baden: Nomos.
- ISA CONSULT; European Institute, Sussex University; GJW Europe (1997) *Evaluation of the PHARE and TACIS Democracy Programme: 1992–1997: Final Report*. Brighton, Hanburg.
- Kardor, M. and Yeyvoda, I. (1997) 'Democratization in central and east European countries'. *International Affairs*, 73:1.
- Kardor, M. and Yeyvoda, I. eds. (1999) *Democratization in Central and Eastern Europe*. London and NY: Pinter.

- Kochenov, D. (2008) *EU Enlargement and the Failure of Conditionality: Pre-accession Conditionality in the Fields of Democracy and the Rule of Law*. The Netherlands: Wolters Kluwer.
- Korkut U. (2002) 'The European Union and the Accession Process in Hungary, Poland and Romania: Is There a Place for Social Dialogue?'. *Perspectives on European Politics and Society*, 2 (3).
- Magnetti, P. and Nicolaidis, K. (2009) 'The European Union's democratic agenda', in Telo, M. ed. *The European Union and Global Governance*. NY: Routledge.
- Pridham, G. (2005) *Designing Democracy: EU Enlargement and Regime Change in Post-Communist Europe*. Palgrave Macmillan.
- Ridder, E. D., Schrijvers, A. and Vos, H. (2008) 'Civilian Power Europe and Eastern Enlargement: The More the Merrier?' in Orvie, J., ed., *Europe's Global Role: External Policies of the European Union*. Surrey: Ashgate.
- Sadurski, W., Czarnota, A. and Krygier, M. eds. (2006) *Spreading Democracy and the Rule of Law?: The Impact of EU Enlargement on the Rule of Law, Democracy and Constitutionalism in Post-Communist Legal Orders*. Springer.
- Sala, V. D. (2007) 'Introduction: the unequal sides of a triangle- democracy, governance and civil society'. in Ruzza, C. and Sala, V. D. eds. *Governance and civil society in the European Union, volume 1: Normative perspective*. Manchester and New York: Manchester University Press.
- Scharph, F. W. (1999) *Governing in Europe: Effective and Democratic*. Oxford: Oxford University Press.
- Schimmelfennig, F. (2004) 'Governance by Conditionality: EU Rule Transfer to the Candidate Countries of Central and Eastern Europe'. *Journal of European Public Policy*, 11:4.
- Schimmelfennig, F., Bengel, S. and Knobel, H. (2003) 'Costs, Commitment, and Compliance: The Impact of EU Democratic Conditionality on Latvia, Slovakia, and Turkey'. *Journal of Common Market Studies*, 41:3.
- Sedemeier, U. (2006) 'The EU's role as a promoter of human rights and democracy'. in Elgström, O. and Smith, M. eds. *The European Union's Roles in International Politics: Concepts and analysis*. NY: Rotledge.
- Smismans, S. (2006) 'Civil society and European governance: from concepts to research agenda', in Smismans,

- S., ed. *Civil Society and Legitimate European Governance*. Cheltenham, UK: Edward Elger.
- Smismans, S. (2007) 'How political theory could deal with the role of civil society organizations in European governance: reflective deliberative polyarchy'. in Ruzza, C. and Sala, V. D. eds. *Governance and civil society in the European Union, volume 1: Normative perspective*. Manchester and New York: Manchester University Press.
- Smith, K. E. (2008) *European Union Foreign Policy in a Changing World: Second Edition*. Cambridge: Polity.
- 明田ゆかり (二〇〇九) 「EUにおける市民社会概念とガヴァナンスの交差」 田中俊郎・庄司克宏・浅見政江編 『EUのガヴァナンスと政策形成』 慶應義塾大学出版会。
- 小川有美 (二〇〇三) 「ヨーロッパ化と政治的正統性の行方」 日本比較政治学会編 『EUのなかの国民国家——デモクラシーの変容』 早稲田大学出版部。
- 川原彰 (二〇〇五) 『現代比較政治論』 中央大学出版部。
- 川原彰 (一九九三) 『東中欧の民主化の構造——一九八九年革命と比較政治研究の新展開』 有信堂高文社。
- 中田瑞穂 (二〇〇三) 「中・東欧における「民主化」と「EU化」——チェコ共和国を一例に」 日本比較政治学会編 『EUのなかの国民国家——デモクラシーの変容』 早稲田大学出版部。
- 羽場久美子 (二〇〇四) 『拡大ヨーロッパの挑戦——アメリカに並ぶ多元的パワーとなるか』 中央公論社。
- 羽場久美子 (二〇〇三) 「ヨーロッパ拡大とハンガリーおよび周辺地域のマイノリティの「民主化」」 日本比較政治学会編 『EUのなかの国民国家——デモクラシーの変容』 早稲田大学出版部。
- 東野篤子 (二〇〇六) 「EU統合と拡大」 田中俊郎・庄司克宏編 『EU統合の軌跡とベクトル』 慶應義塾大学出版会。
- ミフニク・A 著、川原彰・武井摩利他編訳 (一九九五) 『民主主義の天使』 同文館。